

令和3年5月7日

学生・教職員各位

安全・防災・危機管理室

(重要)三重県または居住地から感染拡大地域を訪問する皆さまへ(周知)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力いただき有難うございます。4月25日、緊急事態宣言が東京、大阪、兵庫、京都に発出され、今後愛知、福岡も加わる予定です。また、5月6日現在、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県が、まん延防止等重点措置の対象地域に指定されています。さらに三重県においても、まん延防止等重点措置が5月9日から適用されることになりました。

本学教職員・学生が三重県または居住地外の**緊急事態宣言**の発出地域へ移動することは**原則禁止**します。しかし、就職活動や国家資格受験等止むを得ず移動しなければならない場合、該当する学生・教職員の方は例外許可を受けた上で以下の厳守をお願い致します。なお、所属する学部・研究科によっては、教学上の理由で許可が受けられない場合がありますので、ご承知おきください。

なお、**緊急事態宣言の発出地にお住まいの方は**、「(重要)緊急事態宣言が発出された地域にお住まいの皆さまへ(周知)」(4月26日付)も併せてごらんください。

1. 通学・通勤について

(学生の方)

(1) 三重県または居住地に戻った日を 0日とし、14日を過ぎるまでは通学は原則禁止です(講義・対面不要な演習はリモートでの受講のみ可)。

(2) 14日を過ぎるまでは対面の課外活動には参加できません。

(3) 実験、実習、対面の必要な演習、卒業研究、学位取得のための研究等でやむを得ない場合は、**特例として**登校を認める場合があります(所属する学部・研究科の学務担当部署にお問い合わせください)。

(4) この他、医学部など所属する学部・研究科等で取り決めのある場合は、それに従ってください。

(教職員の方)

(1) 三重県または居住地に戻った日を 0日とし、14日を過ぎるまでは通勤は避け、在宅勤務を利用してください。

(2) 研究や学生の指導、業務等やむを得ず来学する場合も、必要最小限としてください（所属部局長に申し出た上での許可が必要です）。

(3) この他、医学部や附属病院など所属する学部・研究科・事務部等で取り決めのある場合は、それに従ってください。

2. 訪問時の注意点

手指消毒やマスク着用、感染リスクが増す「3つの密」や「5つの場面」を避け、特に以下を厳守して下さい。

(1) 滞在は必要最小限としてください。

(2) 健康状態に問題がある場合は訪問を取りやめて下さい。

(3) 会食はしないでください(少人数短時間等の例外はありません)。

(4) 目的地以外の寄り道はせず、用務終了後は、速やかに帰宅してください。

(5) 人との接触は、距離をとり最小限(人数や時間)を旨として下さい。

3. やむを得ず登校・来学する際の注意点（学生・教職員とも）

三重県または居住地に戻った日を0日とし、14日を過ぎるまでは、通常の感染拡大防止策(マスク、手指消毒)や健康管理(検温・行動記録を含む)、『「現在の行動指針」(概要と留意事項)』等に加え、特に以下を厳守してください。

(1) 食事の際は周囲の人と出来るだけ距離を取り、一人で摂って下さい。
(黙食であっても、周囲の人が接触者とされた場合があります)。

(2) 食堂は利用しないでください(テイクアウトは可)。

(3) 会食はしないでください(少人数短時間等の例外はありません)。

(4) 授業や業務終了後は、速やかに帰宅してください。

(5) 人との接触は、距離をとり最小限(人数や時間)を旨として下さい。

- ・ 新型コロナウイルス感染や感染者との接触が疑われた場合は、保健所の調査や検査に協力し適切な行動と対応をお願いします。登校・来学の可否は本学で判断しますので、所属の学部・研究科・事務部等にご連絡ください。体調不良者、濃厚接触者、接触者は登校・来学できません。